

## プラスチックの問題解決をめざす、「容器包装リサイクル法」をめぐる質問と提言

容器包装の3Rを進める全国ネットワーク  
運営委員長 中井八千代

### 【質問】

#### (1) 容器包装プラスチック分別収集の徹底

現在、容器包装プラスチックの分別収集を実施している自治体は2/3(白色トレイのみの収集を除く)にとどまっている。実施していない自治体には、千葉市、静岡市などの政令市も含まれている。容器包装プラスチック分別収集の実施を徹底するために、どのような施策を考えているのか。

### 【提言】

#### (1) 環境配慮設計のガイドライン策定の義務化

プラスチック資源循環法では、製造事業者によるプラスチック使用製品の環境配慮設計が努力義務化され、各業界団体が環境配慮設計のガイドラインを自主的に策定することになっているが、実施している団体は限られている。

業界団体に対し、環境配慮設計のガイドラインの策定を義務化し、併せて、プラスチック使用量の削減目標の設定や削減の進捗状況の確認と必要なフォローアップを義務付ける必要があるのではないかと。

#### (2) ワンウェイプラスチック製品の有料化

プラスチック資源循環法では、小売・サービス事業者に対し、カトラリー、アメニティ、衣類用ハンガー・カバーなどのワンウェイプラスチック製品を削減する取り組みの選択肢を提示し、いずれかの取り組みを実施することを義務化している。

しかし、ワンウェイプラスチックを大幅に削減するためには、レジ袋有料化に倣って、提供製品の有料化を義務化すべきではないかと。

#### (3) ペットボトル回収機設置の義務化

ペットボトルの散乱や河川や海への流出を削減するためには、ペットボトルの回収を徹底する必要がある。スーパー、コンビニ、ドラッグストアに対し、ペットボトル回収機の設置と返却者への効果的なポイント付与を義務付ける必要があるのではないかと(店頭回収の義務化。自主回収の義務化など)。

その費用は、容器代の徴収や商品価格への上乗せによって賄う。

#### (4) 小売事業者の使用するプラスチック包装材の削減

小売事業者の使用するプラスチック包装材を削減するためには、はだか売り、量り売り、ノントレイパックや紙トレイ・紙カップへの切り替え、ポリロール袋の設置中止などを推進する必要がある。

環境配慮設計を促進するスキームと同様に、業界団体に対し、プラスチック包装材削減のガイドラインの策定を義務付け、併せて、プラスチック包装材の削減目標の設定や削減の進捗状況の確認と必要なフォローアップを義務付ける必要があるのではないかと。

## (5) マイカップ（マイボトル）持参への割引制度導入

日本では、各コーヒーチェーンなどで自主的に行われているが、台湾などのように、マイカップ(マイボトル)持参で割引くことを、法制度として導入すべきではないか。【補足資料-1】

## (6) 有害化学物質の規制強化

プラスチックに含まれる有害化学物質の規制として UNEP が上げた 10 物質群を提案する。【補足資料-2】

## (7) EPR 徹底に基づく容り法の改正—経済的責任の強化—

循環型社会形成推進基本法は、拡大生産者責任（EPR）の考え方を採り入れ、製品の環境配慮設計から、製品が使用され、廃棄物となった後のリサイクルや処分までを生産者の責任としている。

一方、プラスチック資源循環法は、プラスチック使用製品のライフサイクルの各段階で5つの施策を推進することを定めており、5つの施策のうち4つの施策については、EPRの考え方に則って、事業者による取り組みを求めている。

唯一の例外が自治体による容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括した分別収集である。これは、容器包装の分別収集が、容器包装リサイクル法（容り法）で、その費用負担を含め、自治体の分担とされているためである。

容り法については、EPRの考え方にに基づき、フランスやベルギーのように、容器包装の分別収集そのものは自治体が行うが、その費用の一部または全部を生産者が負担することに改正すべきではないか。なお、生産者が負担する費用は、当然、製品価格へ転嫁され、実質的には生産者の負担とはならず、消費者（受益者）が負担することになると推測される。

## (8) EPR 徹底に基づく各種の法改正と容り法の経済的責任以外の強化—【補足資料-3】

### ① 物理的責任

：自主回収等の使用済み製品の引取に関するシステムの提供とオペレーション並びに使用済み製品のリサイクル・処分に関する適正基準に見合った取り扱い等。

### ② 情報供与的責任

：これまで企業秘密とされ公開されて来なかったが、製品の解体・リサイクル等の作業に必要な情報や製品中に含まれる有害物質に関する情報を適宜処理業者や自治体に提供する責任。または、製品の解体・リサイクルに関する技術供与を行う責任。環境負荷(例:カーボンフットプリント)や有害物質等を消費者に分かり易く製品に明記すること。

### ③ 料金調整制度の導入

：環境負荷の低い製品設計やリサイクル性に優れた製品に対して、費用負担の軽減措置（料金調整制度など）を導入し、環境配慮型設計へのインセンティブを強化すること。

### ④ 情報共有プラットフォーム

：これまで審議会等にはリサイクラーの参加がほとんど無く、リサイクルする側からの意見が届かなかった。生産者、リサイクラー、消費者、研究機関などがEPRに関する情報を共有し、上流から下流までの連携を深めるためのプラットフォームを構築すること。

以上

## 【補足資料-1】

台湾では2022年7月から、政府主導で「マイカップ（マイボトル）持参でドリンク購入時に5元割引」という全国一律の制度が導入されています。

一方、日本では法制度による全国一律の割引義務はなく、各店舗やチェーンが自主的に割引を実施しているのが現状です。

### <日本国内の文献・参考情報>

#### ・スターバックスコーヒージャパン

スターバックスでは、マイタンブラーやマグカップを持参すると「資源節約のための値引き」としてドリンクが20円引きになるサービスを全国で実施しています。公式サイトや店頭で案内されています。

#### ・タリーズコーヒー、ドトールコーヒー

これらのカフェチェーンでも、マイカップ持参で10円～30円程度の割引を実施しています。

例：タリーズコーヒー公式サイト「タンブラー・マグカップ持参でドリンク30円引き」

ドトールコーヒー公式サイト「マイタンブラー持参で20円引き」

#### ・コンビニエンスストアや一部飲食店

ローソンやイオンカフェなどでも、マイカップ持参による割引やポイント付与を行っている店舗があります。

例：ローソン「マイボトル持参でマチカフェドリンク10円引き」

イオンカフェ「マイカップ持参で10円引き」

### <文献・参考サイト例>

スターバックスコーヒージャパン公式サイト「タンブラー持参で20円値引き」

タリーズコーヒージャパン公式サイト「タンブラー・マグカップ持参で30円引き」

ドトールコーヒー公式サイト「マイタンブラー持参で20円引き」

ローソン公式サイト「マイカップ持参で10円引き」

環境省「マイボトル・マイカップ普及事例集」など

### まとめ

日本では、台湾のような全国一律の法制度ではなく、カフェチェーンや一部飲食店が自主的にマイカップ持参割引を実施していることが、各社公式サイトや環境省の事例集などで確認できます。

## 【補足資料-2】

国連環境計画（UNEP）は、プラスチックに含まれる化学物質について広範な調査を実施し、人間の健康と環境への影響について重大な懸念を明らかにした：

UNEP は、プラスチックとプラスチック生産に関連する 13,000 以上の化学物質を特定した。スクリーニングされた 7,000 物質のうち、3,200 以上の物質が、発がん性、変異原性、生殖毒性、内分泌かく乱作用、生態毒性などの潜在的な危険性を持っている。

UNEP は、毒性が高く、プラスチックから移行する可能性があるため、重大な懸念がある 10 の化学物質グループを取り上げた：

難燃剤

紫外線安定剤

パーフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFASs）

フタル酸エステル類

ビスフェノール類

アルキルフェノールおよびアルキルフェノールエトキシレート

殺生物剤

有害金属および金属化合物

多環芳香族炭化水素(PAHs)

非意図的添加物質（NIAS）

報告書では、プラスチック製品から懸念される化学物質が検出された優先使用分野として、玩具、包装、電子機器、繊維製品、医療機器など 10 分野を挙げている。

UNEP は、プラスチック汚染による化学物質関連の影響を減らすために、以下のような行動を推奨している：

プラスチックの生産と消費の削減

懸念される化学物質を含まないプラスチックの設計

プラスチックのバリューチェーンにおける透明性の向上

強固な廃棄物管理規制の枠組みの構築

現在、プラスチックに含まれる潜在的懸念化学物質 3,200 種のうち、既存の多国間環境協定で規制されているのはわずか約 4%（128 種）に過ぎない。

UNEP の調査結果は、プラスチック汚染と闘い、持続可能な循環型経済への移行を目指す努力の一環として、プラスチック中の化学物質に対処するための世界的な行動が緊急に必要であることを強調している。

-----  
参考文献：UNEP: Over 3000 chemicals of concern in plastics

<https://foodpackagingforum.org/news/unep-over-3000-chemicals-of-concern-in-plastics>

### 【補足資料-3】

拡大生産者責任(EPR)の目的は、発生する使用済製品の廃棄物の量を減少させ、安全に、経済効率よくリユース・リサイクルできる製品を開発・実践した企業が競争優位を勝ち取る ことができる循環経済システムを設定することです。

EU では 27 の加盟国すべてが、2024 年までに、全種類の包装材を対象に、EU 廃棄物枠組み指令に則り、EPR システムの確立を実施しています。

包装材の EPR を支持する政治的機運は、世界的に高まっており、南アフリカ、チリ、コロンビア、ケニアなども全ての包装材に EPR が導入され、ベトナム、インドも独自の EPR 法を。また、ニュージーランドやエクアドルなど、その他の国でも、EPR 法の導入や策定が進行中です。

出典:THINK WASTE 編集部

またアメリカでも、カリフォルニア州では、国内で最も厳しいプラスチック規制法案(含む EPR)が 2022 年 6 月に制定され、オレゴン州が 2024 年からやメイン州が 2025 年から EPR 導入を決めており、コロラド州、メリーランド州、ワシントン州も包装材の EPR を決めています。オレゴン州、メイン州 EPR - Bing

日本でも 2000 年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、2001 年から家電や建設、自動車、食品などに EPR が導入され、効果を上げていることから、1995 年成立の容器包装リサイクル法(一部のみ導入)にも EPR の徹底が必要です。

2022 年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されましたが、影響が広範にわたるプラスチック汚染問題の本質的な解決のためには、明確な発生抑制目標と報告を義務付け、罰則等を有した EPR の徹底が欠かせません。

プラスチック汚染問題全体を包括的に解決するために、EPR を基本に据えた「循環型社会形成推進基本法」を基に、まず容器包装リサイクル法の見直しを早急に計ることが不可欠です。